

令和7年度第1回菊池市国民健康保険事業の運営 に関する協議会

日時：令和7年8月5日（火）19時00分から

場所：菊池市役所1階 101会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 健康福祉部長挨拶
4. 会長・副会長選任
5. 会長挨拶
6. 議題
 - (1) 令和6年度菊池市国民健康保険特別会計決算見込み及び実施状況について
 - (2) 菊池市国民健康保険税について
 - (3) その他
7. 閉会

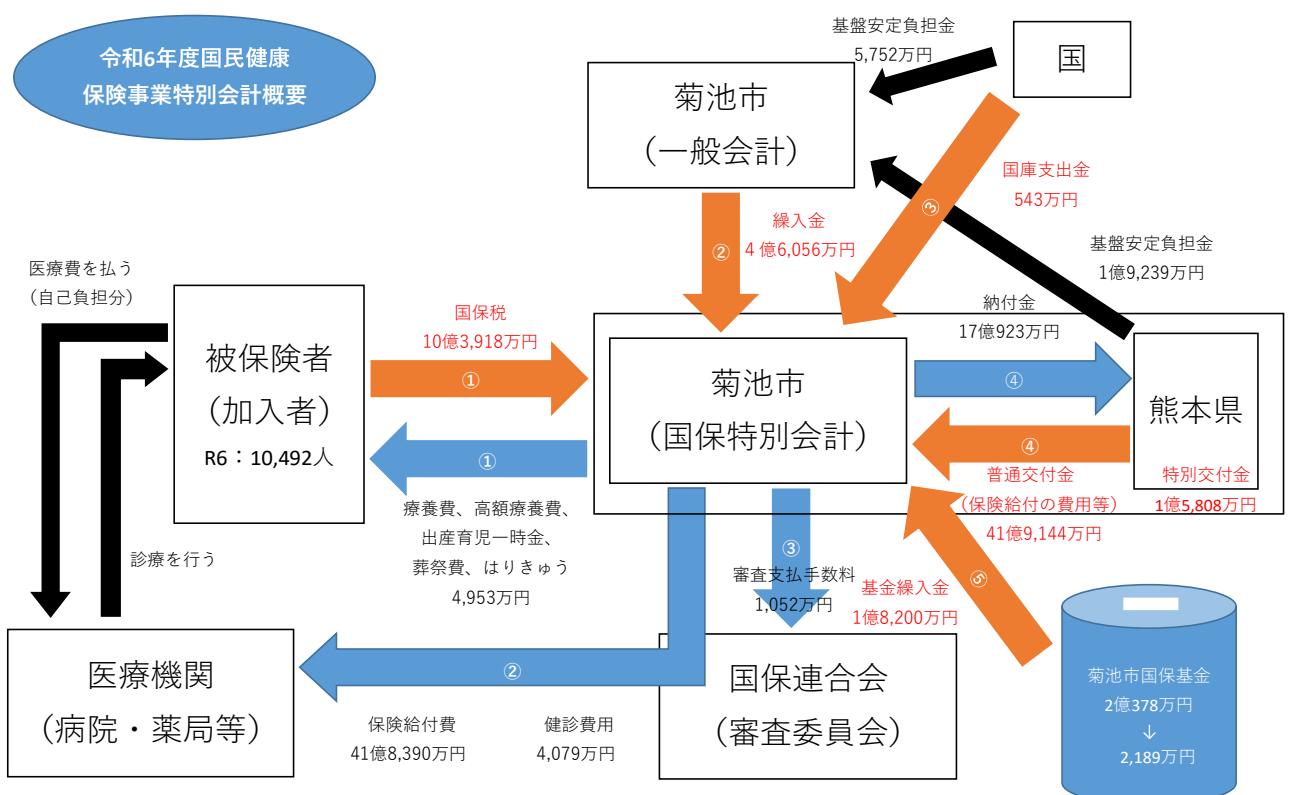
～ 会議メモ ～

令和6年度菊池市国民健康保険事業特別会計決算見込み

(単位：円)

		予算額	決算見込み額	差額
歳入	国民健康保険税 ①	1,028,506,000	1,039,181,201	10,675,201
	使用料及び手数料	401,000	459,960	58,960
	国庫支出金 ③	5,431,000	5,431,000	0
	県支出金	4,349,515,000	4,349,515,951	951
	普通交付金 ④	4,191,439,000	4,191,439,951	951
	特別交付金 ④	158,076,000	158,076,000	0
	財産収入	40,000	39,881	△ 119
	繰入金	666,425,000	642,558,664	△ 23,866,336
	一般会計繰入金 ②	464,883,000	460,558,664	△ 4,324,336
	基金繰入金 ⑤	201,542,000	182,000,000	△ 19,542,000
	繰越金	3,838,000	3,838,672	672
	諸収入	31,429,000	33,459,910	2,030,910
合 計		6,085,585,000	6,074,485,239	△ 11,099,761
		予算額	決算見込み額	差額
歳出	総務費	43,752,000	42,678,159	1,073,841
	保険給付費	4,249,188,000	4,242,266,854	6,921,146
	療養諸費 ①②③	3,632,221,000	3,631,225,199	995,801
	高額療養費 ①②	600,236,000	599,489,597	746,403
	出産育児諸費 ①②	15,004,000	10,072,058	4,931,942
	葬祭諸費 ①	1,640,000	1,480,000	160,000
	傷病手当諸費	87,000	0	87,000
	国民健康保険事業費納付金 ④	1,709,233,000	1,709,231,356	1,644
	共同事業拠出金	1,000	0	1,000
	保険事業費 ②	66,515,000	64,640,177	1,874,823
	基金積立金	40,000	39,881	119
	公債費	113,000	63,697	49,303
	諸支出金	11,743,000	11,247,347	495,653
	予備費	5,000,000	0	5,000,000
合 計		6,085,585,000	6,070,167,471	15,417,529

【歳入】6,074,485,239円－【歳出】6,070,167,471円 = 【差引額】4,317,768円



○歳出の状況

総務費

国民健康保険の事業を運営するための一般事務費。

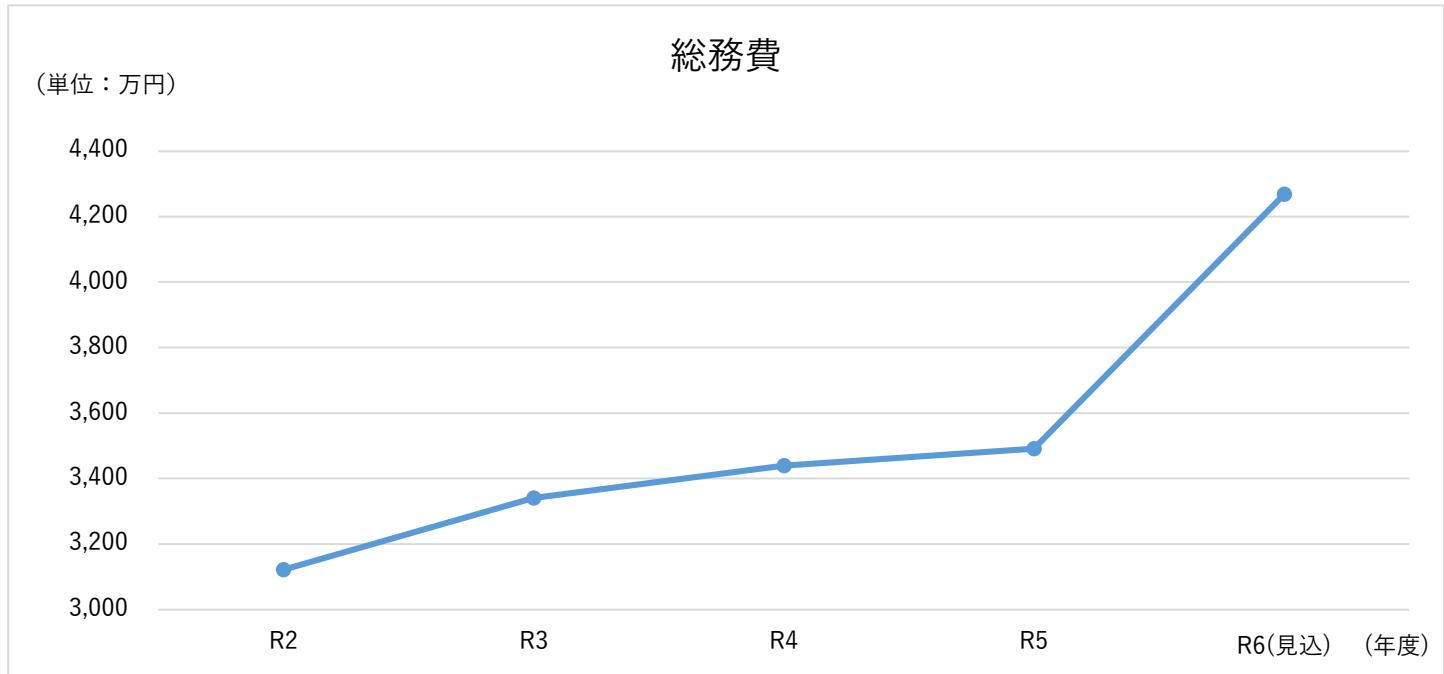
表1

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
総務費	31,220,301	33,407,985	34,398,105	34,912,620	42,678,159

①レセプト点検	保険医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）に記載されている事項を点検・審査する。一次点検を審査支払機関である熊本県国民健康保険団体連合会で行い、審査支払後に市町村で二次点検を行う。
②医療費通知送付	被保険者に実際にかかった医療費と健康に対する認識を深めていただくため、医療費通知を3回送付した。 のべ17,535世帯 のべ23,047通
③ジェネリック医薬品利用差額通知送付	被保険者のうち医療機関や薬局から薬をもらっている方で、ジェネリック医薬品に切り換えた場合の自己負担額の削減額が大きい方を対象に、ジェネリック医薬品差額通知を送付した。 345通
④システム改修	保険証廃止に係る（資格確認書や加入者情報通知の発行）システム改修。
⑤運営協議会	菊池市国民健康保険運営協議会委員の報酬や費用弁償 第1回 令和6年7月16日 菊池市国民健康保険事業特別会計決算見込み及び予算、マイナ保険証について等 第2回 令和6年8月23日 菊池市国民健康保険事業特別会計決算に伴う赤字の状況について 等 第3回 令和6年9月30日 国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消方法について（諮問）等 第4回 令和6年10月16日 国民健康保険事業特別会計の赤字収支の解消方法について（答申）等 第5回 令和7年3月12日 菊池市国民健康保険事業計画（案）、予算（案）について等

グラフ1



保険給付費

・療養給付費

医療費の保険者負担分（本人負担（2割・3割）以外）。

・療養費

接骨院での柔道整復等の施術やコルセットなどの治療用装具、緊急等やむを得ない受診などに係る給付。

・移送費

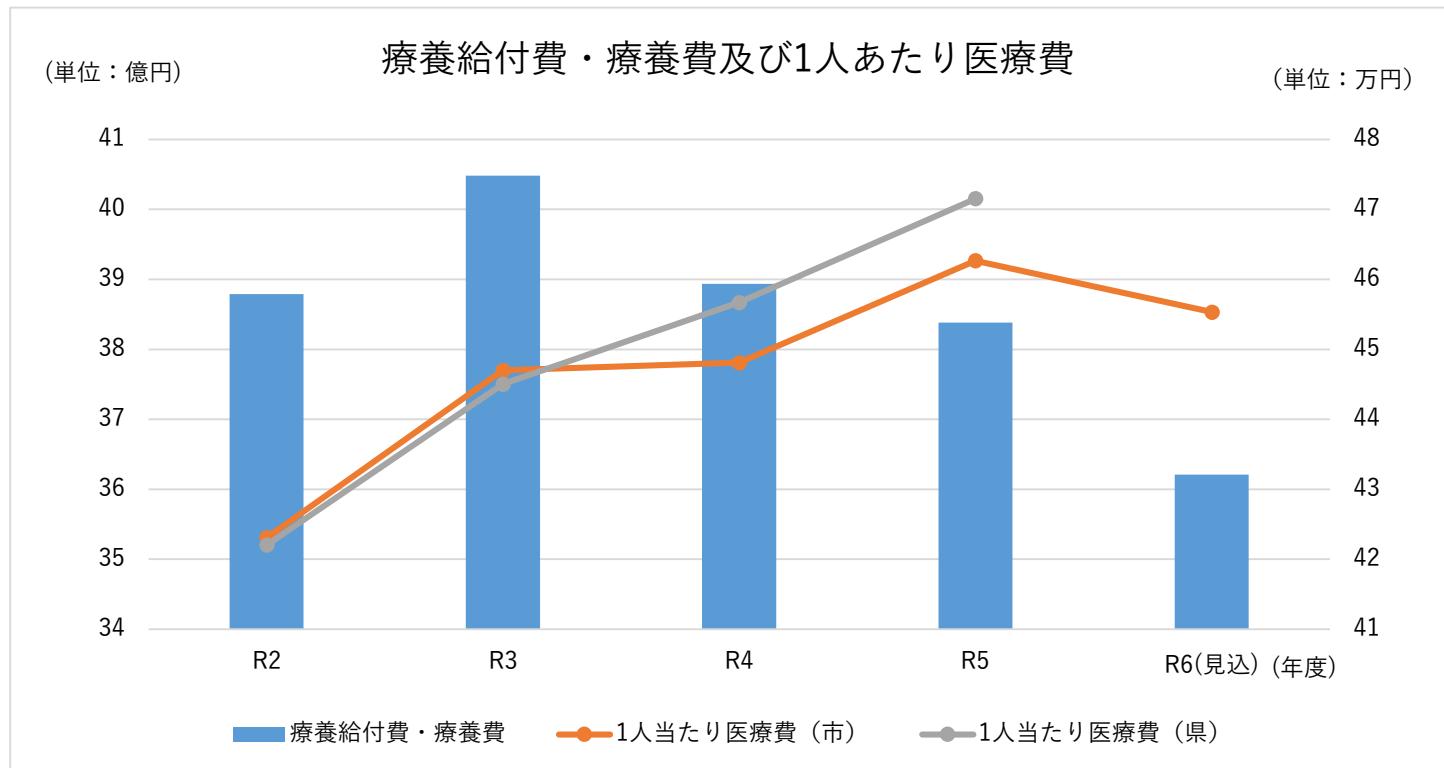
疾病又は負傷により移動することが著しく困難、緊急その他やむを得ない場合で、入院治療や転院を要する場合の患者の移送に係る給付。

表2

（単位：円）

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
療養給付費・療養費	3,878,998,585	4,048,365,428	3,893,614,860	3,838,372,033	3,620,706,607
移送費	0	64,040	0	120,671	0
医療費／人（市）	423,117	446,990	448,117	462,690	455,328
医療費／人（県）	422,045	445,050	456,724	471,565	未公表

グラフ2



・高額療養費

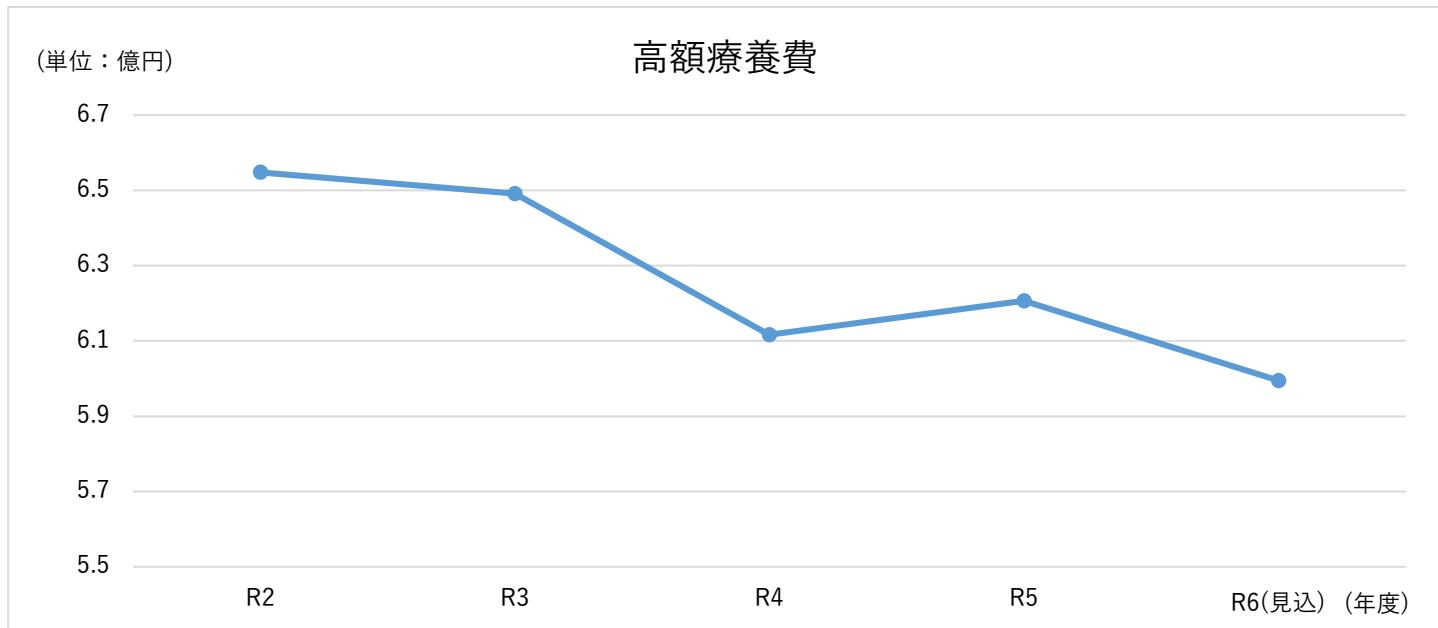
同じ人が同じ月内に、同じ医療機関等で限度額を超えて一部負担金を支払ったときに、その超えた分の一部負担金相当分。

表3

（単位：円）

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
高額療養費	654,843,889	649,166,395	611,689,224	620,668,558	599,489,597

グラフ 3



・出産育児一時金

被保険者が出産したときに世帯主に対して出産育児一時金（子ども 1 人につき 50 万円）を支給するもの。

・葬祭費

被保険者が死亡したときに、葬儀を行った人に対して葬祭費（2 万円）を支給するもの。

・傷病手当金【令和 2 年度から】

給与等の支払いを受けている被保険者が、令和 2 年 1 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日の間で新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われ、労務に服することができないときに傷病手当金を支給するもの。※ 2 年間申請可能。

表 4

(単位:円)

	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
R2	55 人	22,956,890 円	76 人	1,520,000 円	0 人	0 円
R3	50 人	20,801,428 円	81 人	1,620,000 円	2 人	23,509 円
R4	31 人	12,969,162 円	84 人	1,680,000 円	48 人	1,381,763 円
R5	48 人	23,382,355 円	82 人	1,640,000 円	2 人	153,550 円
R6(見込)	22 人	10,072,058 円	74 人	1,480,000 円	0 人	0 円

・審査支払手数料

診療報酬明細書（レセプト）等の審査等に係る手数料。

表 5

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
審査支払手数料	10,857,772	11,305,787	11,232,421	10,945,116	10,518,592

国民健康保険事業費納付金

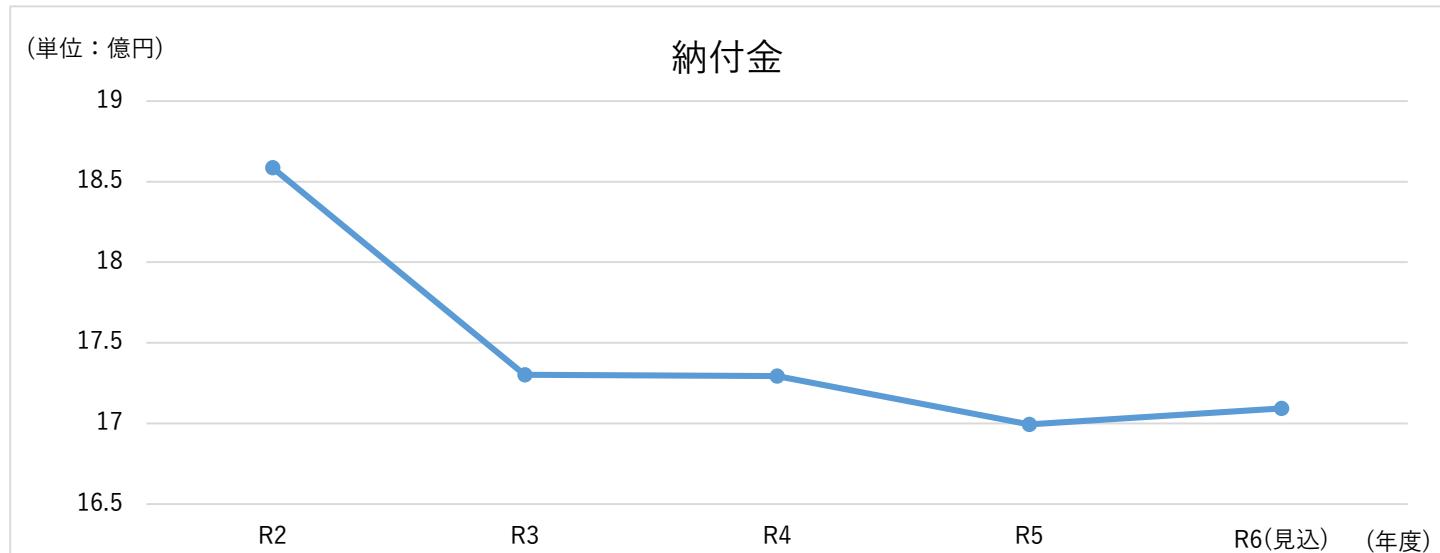
県が国民健康保険事業に要する費用に充てるため市町村から徴収するもので、医療給付等の見込を立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して市町村ごとに決定したもの。

表6

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
納付金	1,858,690,199	1,730,150,980	1,729,369,249	1,699,464,698	1,709,231,356

グラフ4



保険事業費

◆特定健康診査等事務費

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）により、保険者が 40~74 歳の被保険者を対象として、毎年度実施する内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した検査項目での健康診査の実施に関するもの。

表7

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
特定健康診査等事務費	18,692,955	26,932,498	24,098,554	23,347,396	22,684,810

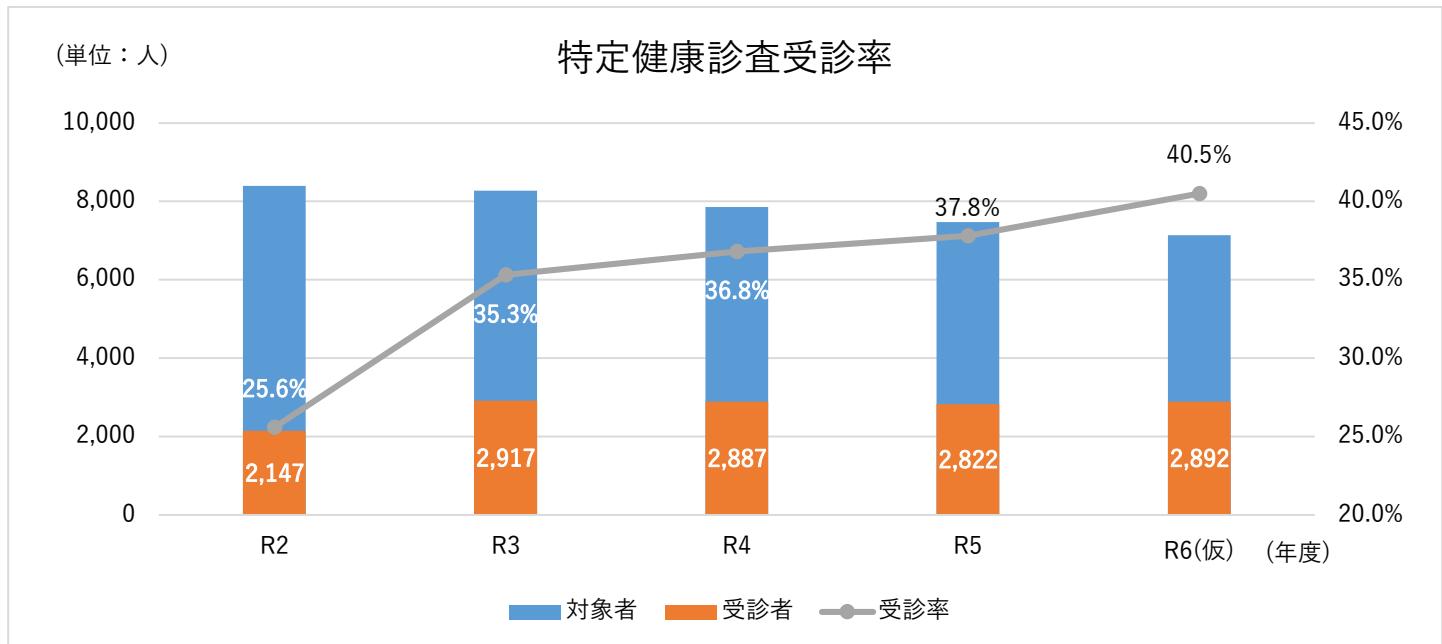
◆特定健康診査受診率

表8

	対象者	受診者	受診率
R2	8,396 人	2,147 人	25.6%
R3	8,272 人	2,917 人	35.3%
R4	7,852 人	2,887 人	36.8%
R5	7,469 人	2,822 人	37.8%
R6(仮)	7,139 人	2,892 人	40.5%

※R6(仮)は令和 7 年 7 月末現在 (11 月頃確定)

グラフ 5



◆特定保健指導実施率

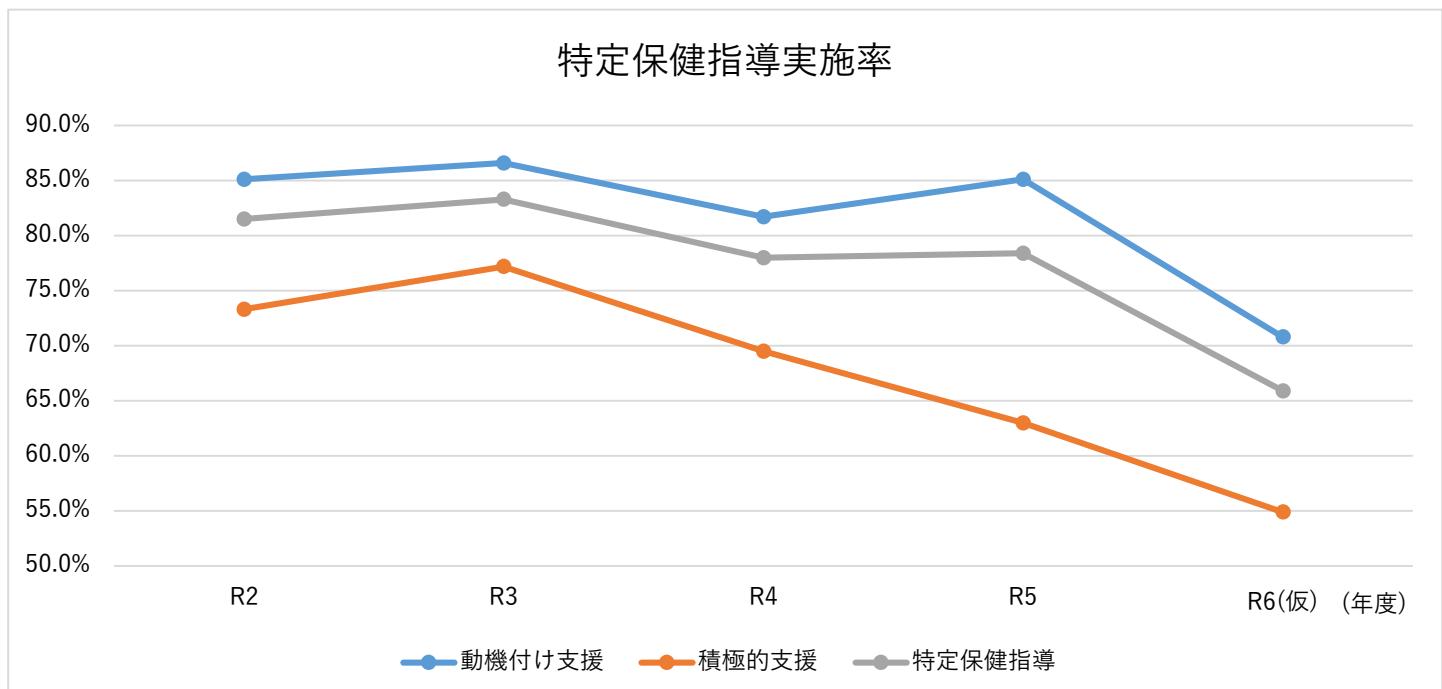
保険者が特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度実施する、動機付け支援、積極的支援をいう。

表 9

	動機付け支援			積極的支援			合計
	対象者数	実施者数	実施率	対象者数	実施者数	実施率	
R2	235 人	200 人	85.1%	101 人	74 人	73.3%	81.5%
R3	276 人	239 人	86.6%	149 人	115 人	77.2%	83.3%
R4	263 人	215 人	81.7%	118 人	82 人	69.5%	78.0%
R5	249 人	212 人	85.1%	108 人	68 人	63.0%	78.4%
R6(仮)	226 人	160 人	70.8%	102 人	56 人	54.9%	65.9%

※R6(仮)は令和 7 年 7 月末現在 (11 月頃確定)

グラフ 6



◆保健衛生普及費

健康の維持増進のために行う事業に要する経費。

表10

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
保険事業費	32,789,363	35,780,693	36,885,820	39,527,414	41,955,367

①特定健診の受診率向上対策	・未申込の方に年代や健診受診歴等から AI で分析し、タイプ別に効果のある文言で勧奨通知を送付した。 ・申し込んだが受診しなかった方に架電し再度日程を調整した。 ・申し込みに二次元コードを活用し、24 時間申請受付を可能にした。 ・定期的に検査を受けておられる方へ検査結果の情報を提供してもらい、受診とみなす「みなし健診」を県内の医療機関で実施できるようになった。 195 件
②ジェネリック医薬品利用促進	資格確認書切替え時にジェネリック医薬品利用促進用シールを同封した。
③国民健康保険制度周知啓発	国民健康保険制度の周知啓発のため、「国保のてびき」を作成し、資格確認書切替え時に同封した。
④健康づくり支援事業	生活習慣病の予防、健康寿命の延伸を見据えつつ、現在の自分の健康ニーズに合ったコースを選択し、食事や運動の取組を開始した。菊池養生園に委託。短期運動教室、ジョギング＆ウォーキングセミナー等各種セミナー。
⑤健康づくり継続支援事業	10 年後の自分を見据えた健康づくり等を目的として実施。菊池養生園に委託。血液スッキリコース、筋力 UP コース、LINE を使った健康づくり支援。
⑥人間ドック	市が契約する医療機関での人間ドック受診について、費用の 7 割（上限 25,000 円）を助成する。
⑦はり・きゅう	市の指定を受けたはり・きゅう院利用について、1 回当たり 1,000 円を補助する。

表 11

	人間ドック		はり・きゅう	
	件数	金額	件数	金額
R2	668 件	15,434,372 円	1,326 件	1,326,000 円
R3	773 件	19,088,500 円	1,285 件	1,285,000 円
R4	764 件	18,258,450 円	1,568 件	1,568,000 円
R5	757 件	18,174,670 円	1,469 件	1,469,000 円
R6(見込)	734 件	17,702,650 円	1,698 件	1,698,000 円

基金積立金

国民健康保険基金への積立金。

表 12

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
基金積立金	106,734,286	72,195	59,728	27,429,001	39,881

公債費

一時的に金融機関から借り入れを行ったときの利子相当分。

表13

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
公債費	263	1,862	3,944	3,945	63,697

諸支出金

過年度の国民健康保険税にかかる還付金や国・県支出金の精算の結果返還が発生する場合の償還金。

表14

(単位:円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
還付金	6,581,242	5,864,944	5,291,653	7,687,289	6,622,347
償還金	1,224,000	3,955,000	1,825,000	4,772,000	4,625,000
繰出金	0	0	27,000	0	0

○歳入の状況

国民健康保険税

国民健康保険事業の費用に充てるため、世帯主から徴収する。

◆国民健康保険税

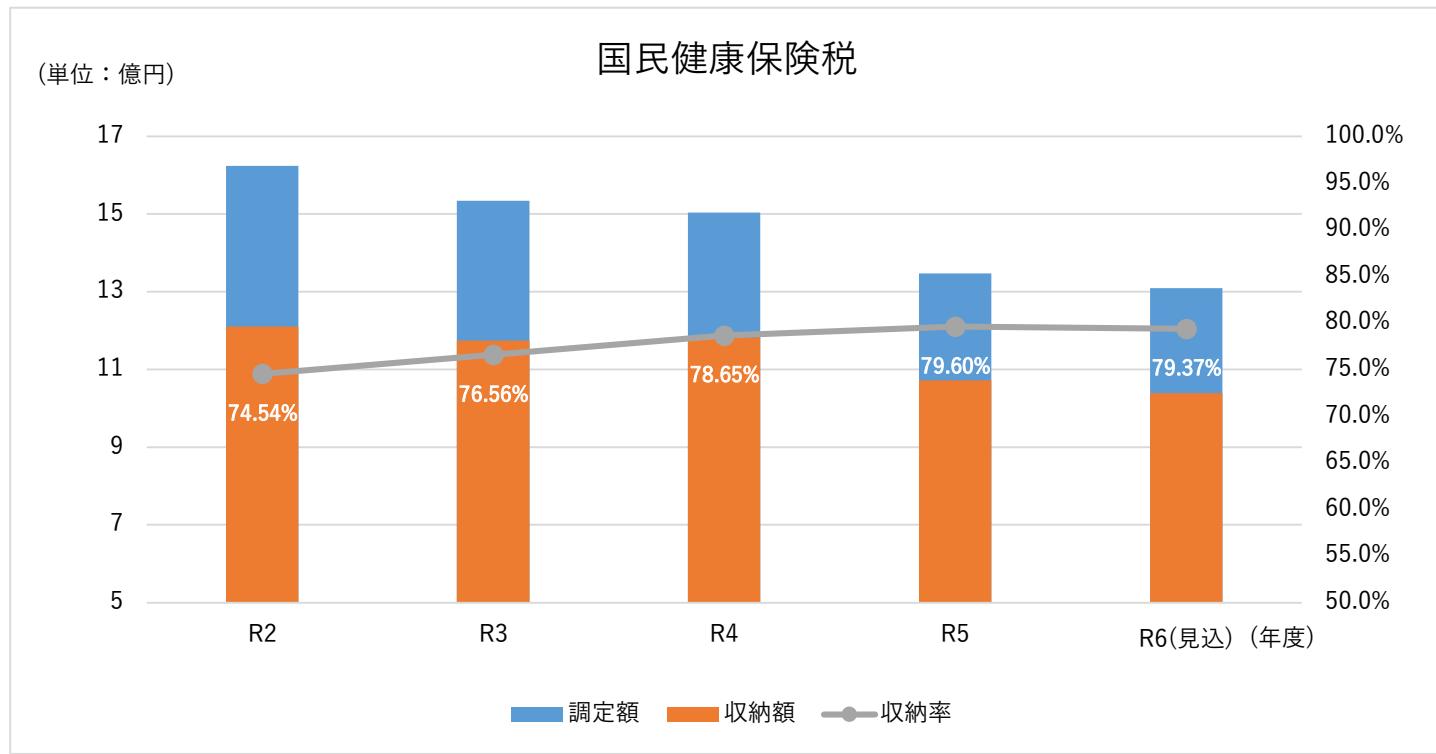
表 15

(単位:円)

		R2	R3	R4	R5	R6(見込)
現 年 度	調定額	1,197,241,100	1,158,800,500	1,164,185,400	1,070,537,200	1,049,237,400
	収納額	1,140,720,348	1,110,649,550	1,126,689,755	1,034,021,068	1,006,431,820
	収納率	95.27%	95.84%	96.77%	96.58%	95.92%
過 年 度	調定額	426,648,678	375,051,995	339,379,710	276,415,167	260,048,250
	収納額	69,886,863	63,753,824	55,954,741	38,162,630	32,749,381
	収納率	16.38%	16.99%	16.48%	13.80%	12.59%
合 計	調定額	1,623,889,778	1,533,852,495	1,503,565,110	1,346,952,367	1,309,285,650
	収納額	1,210,607,211	1,174,403,374	1,182,644,496	1,072,183,698	1,039,181,201
	収納率	74.54%	76.56%	78.65%	79.60%	79.37%
調定額／人		88,087	87,373	90,954	87,990	90,016
調定額／世帯		153,593	150,293	153,499	146,960	148,250

※1人当たり及び1世帯当たり調定額は現年度分で介護分を除く

グラフ 7



◆菊池市国民健康保険税率

表 16

区分	医療分	支援金分	介護分 (40~64 歳)
所得割	8.0%	2.5%	2.0%
均等割 (1人につき)	28,000 円	7,800 円	10,000 円
平等割 (1世帯につき)	25,000 円	7,500 円	7,000 円
課税限度額	650,000 円	240,000 円	170,000 円

(例1) 42歳夫(課税所得 150万円)、42歳妻(課税所得 150万円)、15歳・13歳(課税所得 0円)の4人世帯
⇒ 577,700円

(例2) 70歳夫(課税所得 70万円)、70歳妻(課税所得 70万円)の2人世帯
⇒ 251,100円

(例3) 30歳(課税所得 0円)の1人世帯
⇒ 20,400円 ※7割軽減該当

(例4) 42歳夫(課税所得 400万円)、42歳妻(課税所得 350万円)、15歳・13歳(課税所得 0円)の4人世帯
医療分: 737,000円 支援金分: 226,100円 介護分: 176,900円 合計 1,140,000円
⇒ 本来 1,140,000円だが、支援金分以外が限度額を超えていたため調整し、1,046,100円となる。

◆法的軽減措置

前年所得が基準を下回る世帯は均等割、平等割の7割・5割・2割を軽減する。

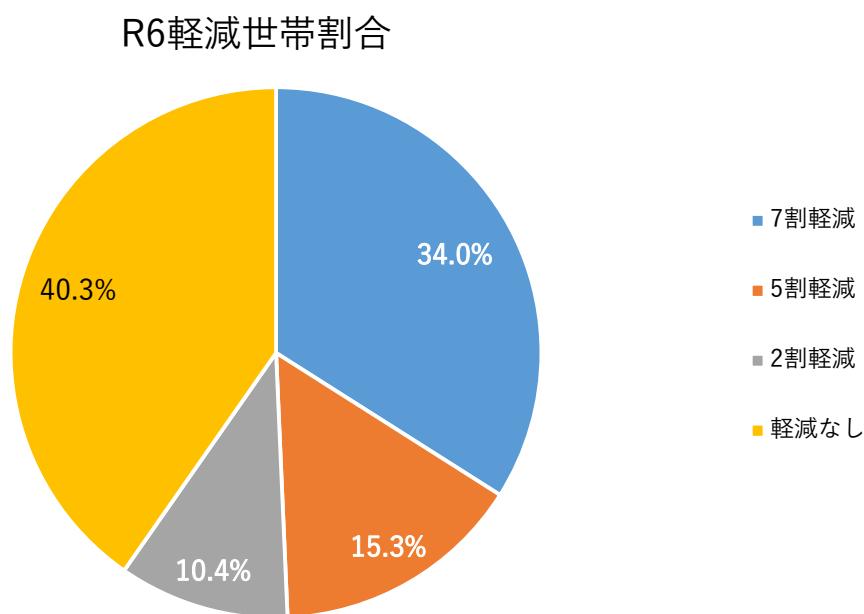
表17

(単位: 世帯)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
7割軽減	2,655	2,784	2,780	2,712	2,602
5割軽減	1,376	1,274	1,253	1,219	1,174
2割軽減	910	858	847	797	798
軽減なし	3,309	3,279	3,387	3,180	3,085

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
7割軽減	32.2%	34.0%	33.6%	34.3%	34.0%
5割軽減	16.7%	15.5%	15.2%	15.4%	15.3%
2割軽減	11.0%	10.5%	10.2%	10.1%	10.4%
軽減なし	40.1%	40.0%	41.0%	40.2%	40.3%

グラフ8



◆その他の軽減、減免

①非自発的に失業した人の軽減措置	非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止め）で失業した 65 歳未満の人の国民健康保険税において、前年所得のうち給与所得を 30% として算定する。91 件
②旧被扶養者の減免	会社の社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者である 65 歳から 74 歳の方が新たに国民健康保険に加入することになる場合、軽減される。35 件
③未就学児に係る軽減措置	【令和 4 年度から】小学校入学前の子どもの国民健康保険税の均等割額を 2 分の 1 軽減する。251 世帯
④産前産後期間の免除措置	【令和 6 年 1 月から】出産する被保険者の産前産後期間の国民健康保険税（所得割・均等割）を免除する。18 件

使用料及び手数料

国民健康保険税の収納に係る督促手数料。

表 18

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
督促手数料	580,636	553,816	574,052	455,200	459,960

国庫支出金

オンライン資格確認等に係るシステム改修や新型コロナウイルス感染症及び令和 2 年 7 月豪雨に関する国民健康保険税の減免、マイナンバーカード申請補助業務、出産育児一時金増額に対する補助金。

表 19

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
国庫支出金	10,189,000	3,449,000	402,000	198,000	5,431,000

県支出金

◆普通交付金

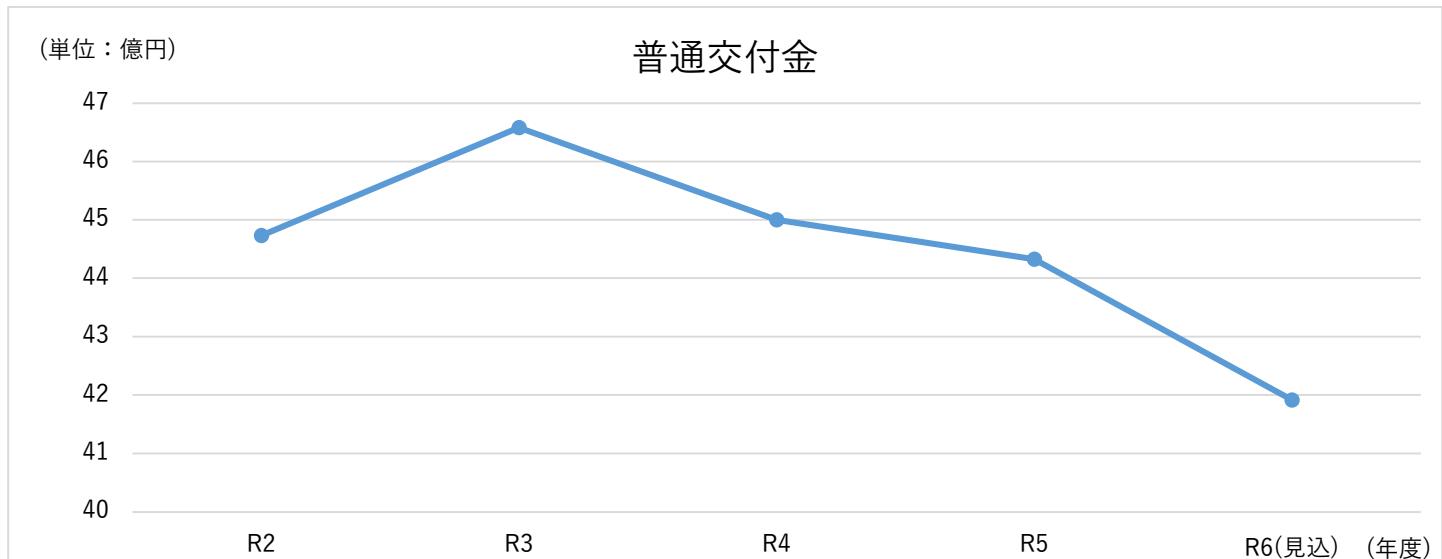
保険給付費に対する交付金。

表 20

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
普通交付金	4,473,146,074	4,657,986,351	4,500,059,109	4,432,841,279	4,191,439,951

グラフ 9



◆特別交付金

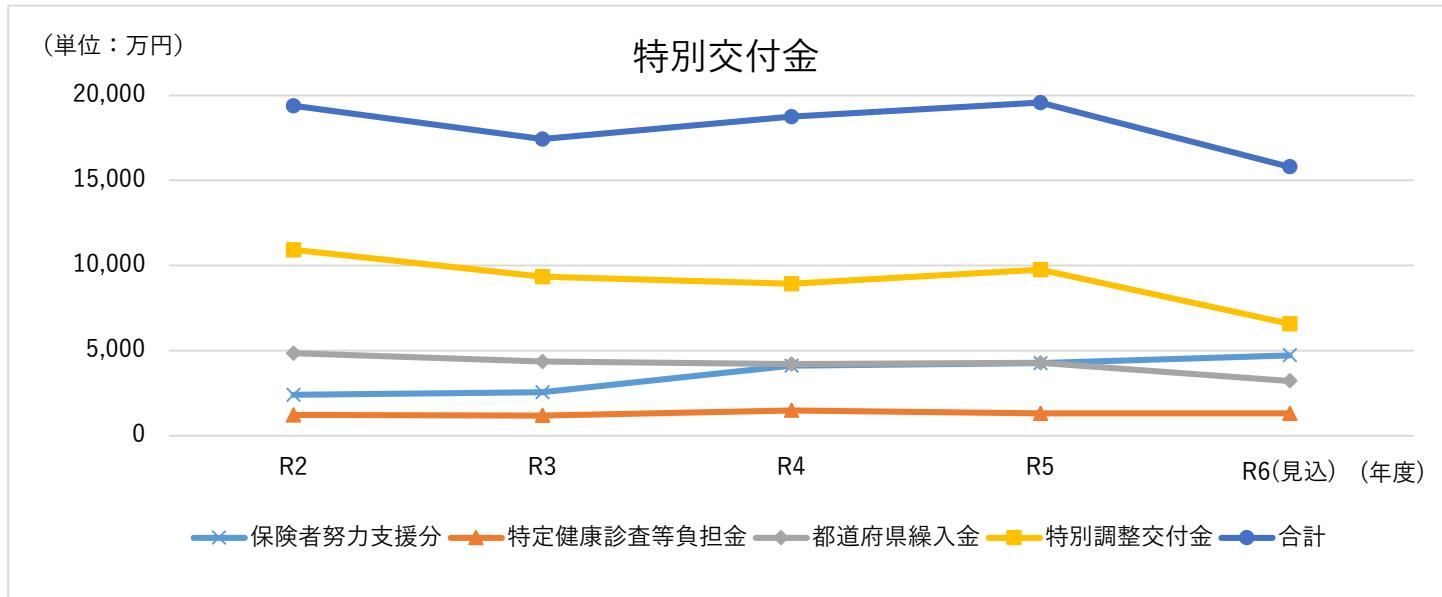
市町村の財政状況その他特別な事情に応じて熊本県が交付するもの。具体的には市町村への特別調整交付金分、都道府県繰入金分、保険者努力支援制度分、特定健診等費用の3分の2負担分など。

表 21

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
保険者努力支援分	24,027,000	25,465,000	41,163,000	42,549,000	47,210,000
特定健康診査等負担金	12,140,000	11,854,000	14,870,000	13,015,000	13,006,000
都道府県繰入金	48,496,000	43,544,000	42,076,000	42,701,000	32,137,000
特別調整交付金	109,216,000	93,329,000	89,310,000	97,485,000	65,723,000
合計	193,879,000	174,192,000	187,419,000	195,750,000	158,076,000

グラフ 10



財産収入

菊池市国民健康保険財政調整基金利子収入。

表 22

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
財産収入	82,286	72,195	59,728	59,001	39,881

繰入金

◆一般会計繰入金

一般会計からの補助。市町村の義務として行わなければならないもの（法定）と、歳入不足の解消や安定した国民健康保険運営を目的に、政策的に行うもの（法定外）がある。

・保険基盤安定繰入金

保険税軽減分・・・軽減した保険税を補填する（財源：県3／4、市1／4）

保険者支援分・・・低所得者を多く抱える市町村を支援するための繰入金（財源：国1／2、県1／4、市1／4）

・出産育児一時金繰入金

出産育児一時金給付額の2/3を一般会計から補填する。

・財政安定化支援事業繰入金

被保険者に低所得者や高齢者が多い、病床数が過剰であるなどの保険者の責めに帰すことのできない事情による保険税の減収、医療費の増加に着目して、一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置が設けられており、その金額に見合った繰入金。

・事務費繰入金

国民健康保険事務に要する経費相当分について、一般会計から繰り入れるもの。

・未就学児均等割保険税繰入金（令和4年度より）

小学校入学前の子どもの国民健康保険税の均等割額を2分の1軽減に係る繰入金。

（財源：国1／2、県1／4、市1／4）

・産前産後保険税繰入金（令和6年1月より新設）

出産する被保険者の産前産後期間の国民健康保険税（所得割・均等割）免除に係る繰入金。

（財源：国1／2、県1／4、市1／4）

◆基金繰入金

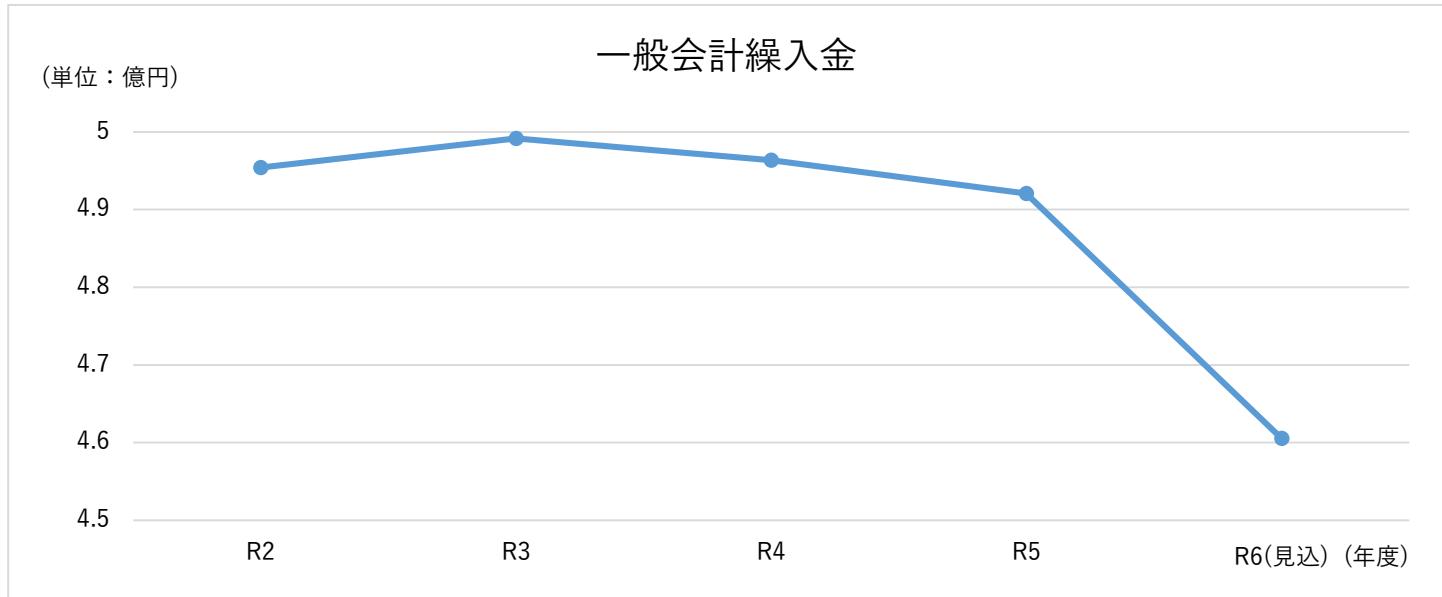
歳入不足により菊池市国民健康保険基金取り崩し分。

表23

（単位：円）

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	231,657,395	233,009,705	228,717,476	223,418,329	218,173,808
出産育児一時金 繰入金	15,297,173	13,860,898	8,642,748	15,581,936	6,712,185
財政安定化支援事業 繰入金	85,199,811	90,554,299	89,967,107	90,475,431	69,183,590
保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	119,849,277	117,025,518	118,995,020	112,664,533	110,981,387
国民健康保険事務費 繰入金	43,398,000	44,733,000	45,453,000	45,608,000	51,452,000
未就学児均等割 繰入金	—	—	4,601,022	4,163,367	3,664,254
産前産後繰入金	—	—	—	164,171	391,440
一般会計繰入金合計	495,401,656	499,183,420	496,376,373	492,075,767	460,558,664
基金繰入金	0	5,000,000	0	90,000,000	182,000,000
合計	495,401,656	504,183,420	496,376,373	582,075,767	642,558,664

グラフ 11



繰越金

前年度収支による繰越金。

表 24

(単位: 円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
前年度繰越金	209,926,225	7,274,594	6,227,765	32,119,705	3,838,672

諸収入

◆延滞金

国民健康保険税の延滞金。

◆第三者納付金

交通事故等の第三者行為による医療費の賠償。

◆被保険者返納金

国民健康保険資格喪失後の受診に係る不当利得の返還金、他医療保険との保険者間調整を実施。

表 25

(単位: 円)

	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
延滞金	7,329,509	8,482,091	6,237,998	4,593,527	3,646,349
第三者納付金	5,854,705	17,275,535	4,100,877	3,167,346	11,902,879
返納金	25,388,967	24,640,457	12,077,232	12,842,029	17,910,682
雑入	0	1,227,818	467,634	0	0

■国保財政調整基金残高状況(年度別推移)

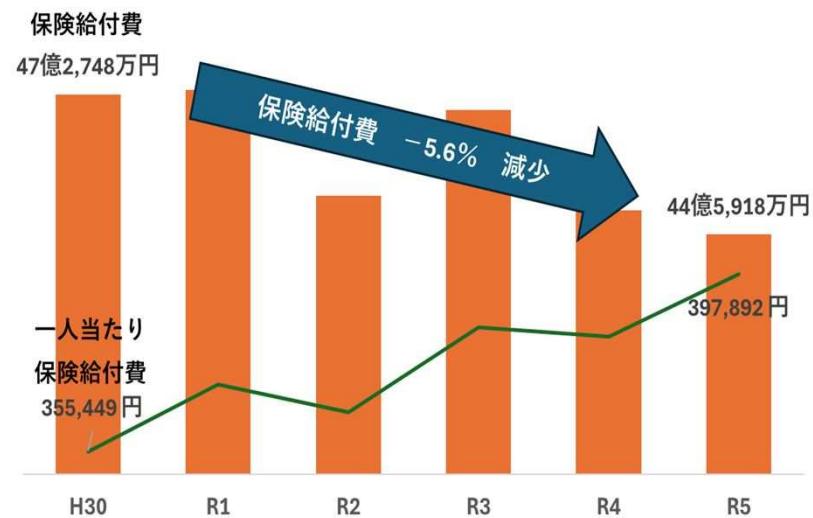
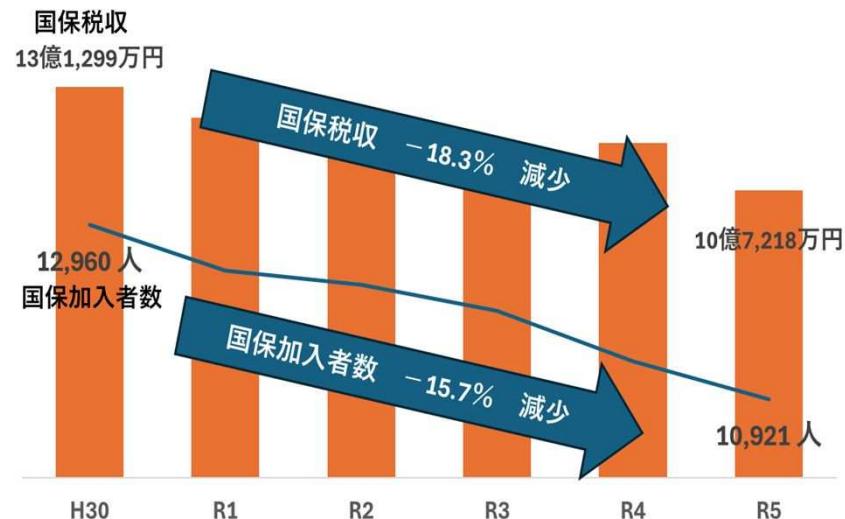
年 度	内 容	金 額	備 考 (単位:千円)
平成26年度	基金取崩し額	0円	25 年度繰越金 144,297-
	基金積立額	25, 891円	
	年度末残高	43, 314, 413円	
平成27年度	基金取崩し額	0円	26 年度繰越金 51,716-
	基金積立額	3, 257円	
	年度末残高	43, 317, 670円	
平成28年度	基金取崩し額	0円	27 年度繰越金 0
	基金積立額	45, 608円	
	年度末残高	43, 363, 278円	
平成29年度	基金取崩し額	0円	28 年度繰越金 120,858-
	基金積立額	120, 904, 697円	
	年度末残高	164, 267, 975円	
平成30年度	基金取崩し額	0円	29 年度繰越金 68,394-
	基金積立額	103, 948円	
	年度末残高	164, 371, 923円	
令和元年度	基金取崩し額	0円	30 年度繰越金 126,291-
	基金積立額	82, 681円	
	年度末残高	164, 454, 604円	
令和2年度	基金取崩し額	0円	元年度繰越金 209,926-
	基金積立額	106, 734, 286円	
	年度末残高	271, 188, 890円	
令和3年度	基金取崩し額	0円	2年度繰越金 6,323-
	基金積立額	72, 195円	
	年度末残高	271, 261, 085円	
令和4年度	基金取崩し額	5, 000, 000円	3年度繰越金 7,274-
	基金積立額	59, 728円	
	年度末残高	266, 320, 813円	
令和5年度	基金取崩し額	0円	4年度繰越金 32,119-
	基金積立額	27, 429, 001円	
	年度末残高	293, 749, 814円	
令和6年度	基金取崩し額	90, 000, 000円	5年度繰越金 3,838-
	基金積立額	39, 881円	
	年度末残高	203, 789, 695円	
令和7年7月現在	基金取崩し額	182, 000, 000円	6年度繰越金 4,317-
	基金積立額	95, 539円	
	年度末残高	21, 885, 234円	

菊池市国民健康保険税について

菊池市国民健康保険運営に関する協議会
健康福祉部 保険年金課

菊池市国民健康保険税について

- 平成20年度より税率を改正せず運営を行って参りましたが、被保険者数の減少や一人当たりの医療費の上昇などにより、その運営も厳しくなり、令和7年度には基金が底をつく見込みとなりました。



菊池市国民健康保険税について

- 熊本県は令和12年度を目標に、加入者の保険税負担の公平性を図るため、同じ世帯構成・所得であれば県内のどこの市町村でも同じ保険税とする県内の保険料率の統一に向けて動き出しています。

(熊本県概要抜粋)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	...
①保険料水準の統一時期・算定方式等	市町村ごとに保険料率・算定方式が異なる。 ※算定方式は3-3-2へ統一					統一① (原則※県で示した保険料率で賦課・徴収)			統一② (県で示した保険料率で賦課・徴収)	

※ 統一②までの移行期間としている。

菊池市国民健康保険税について

- 令和7年度菊池市国民健康保険税率を下記のとおり改正を行いました。

【改正前】				【令和7年度から】			
区分	医療分	支援金分	介護分	区分	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.0%	2.5%	2.0%	所得割	9.0% (+1.0%)	2.8% (+0.3%)	2.3% (+0.3%)
均等割	28,000円	7,800円	10,000円	均等割	31,400円 (+3,400円)	8,800円 (+1,000円)	17,700円 (+7,700円)
平等割	25,000円	7,500円	7,000円	平等割	28,000円 (+3,000円)	8,400円 (+900円)	— (-7,000円)

子ども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

○児童手当の抜本的拡充 (◎) ⇒全ての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・所得制限を撤廃
- ・高校生年代まで延長
- ・第3子以降は3万円

+ 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に
経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降		月額3万円

○妊婦のための支援給付の創設 (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充

○妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]

- ・様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○乳児等のための支援給付（子ども誰でも通園制度）の創設

- ・月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育ての推進

○出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）

- ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付） (◎)

- ・2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- 支援金制度の創設～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
 - ・令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収
 - ・歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
 - ・令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
- こども・子育て政策の見える化の推進
 - ・令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1)本推計は、一定の仮定において行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の按分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2)被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*), 年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。

*令和10年度に被用者保険において拠出いただぐ8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。

(注3)国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4)国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*), この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えるよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5)後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*), この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6)介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

菊池市国民健康保険税について

【令和8年度以降税率算定のイメージ】

区分	医療分	支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分（案）
所得割	9.0%	2.8%	2.3%	●%
均等割	31,400円	8,800円	17,700円	●●円
平等割	28,000円	8,400円	—	—

菊池市国民健康保険税率算定方式改正への 諮問・答申について

菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会の審議事項

～『菊池市国民健康保険条例施行規則』より抜粋～

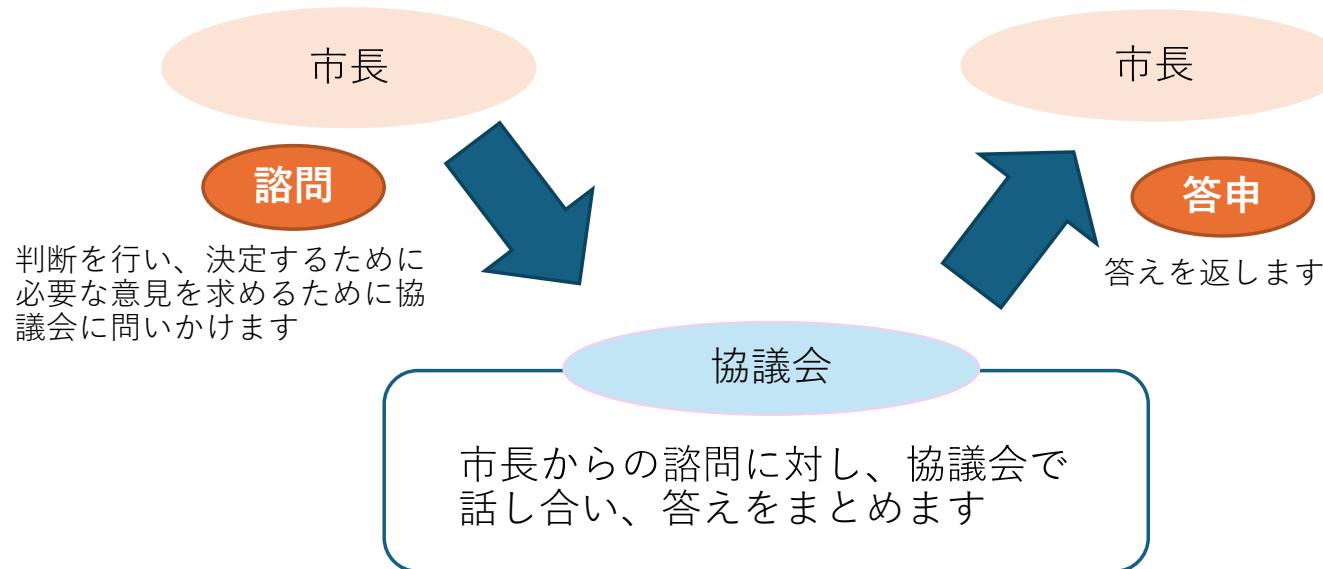
(審議事項)

第4条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (5) その他国民健康保険事業の運営に関する事項

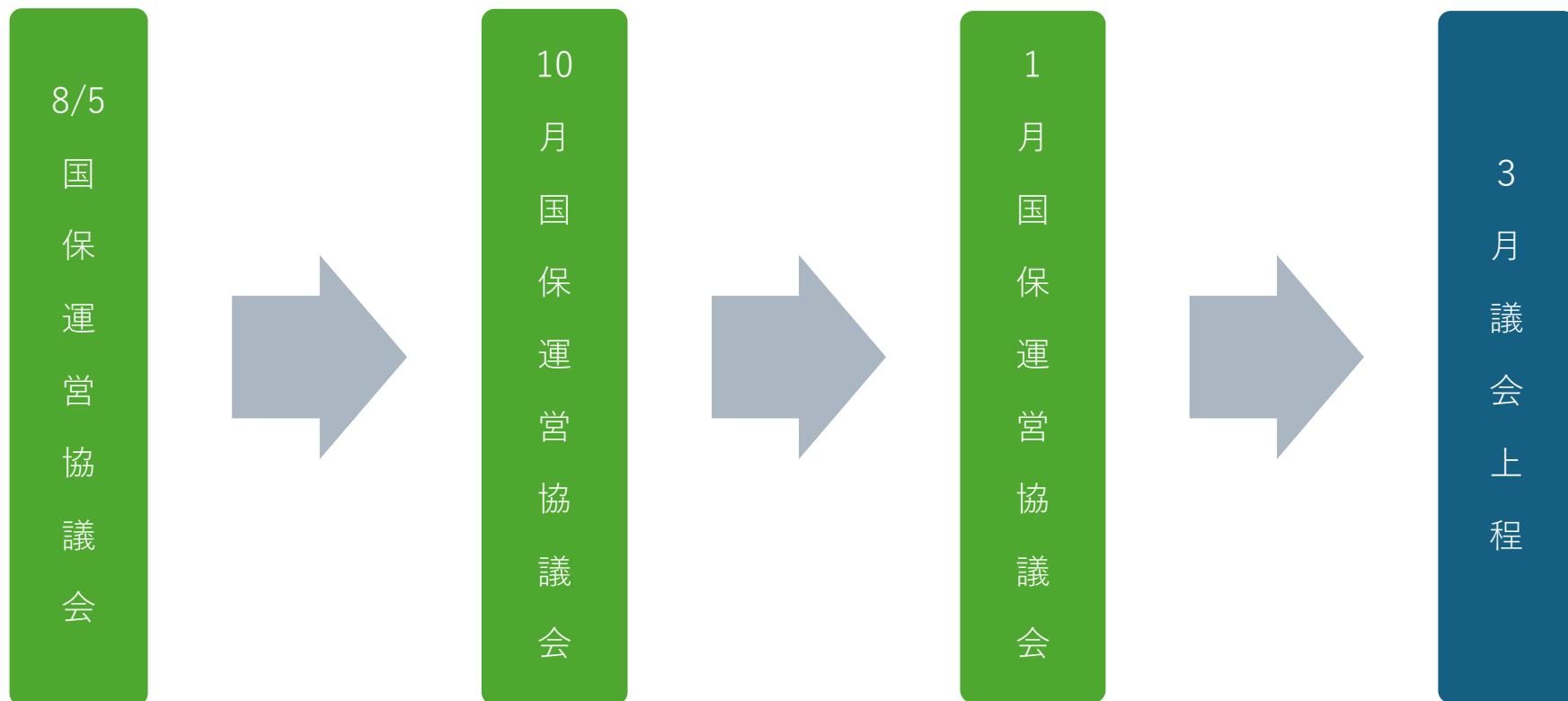
2 協議会は、前項の事項について市長の**諮問**に応じ、**答申**する。

諮問と答申とは？



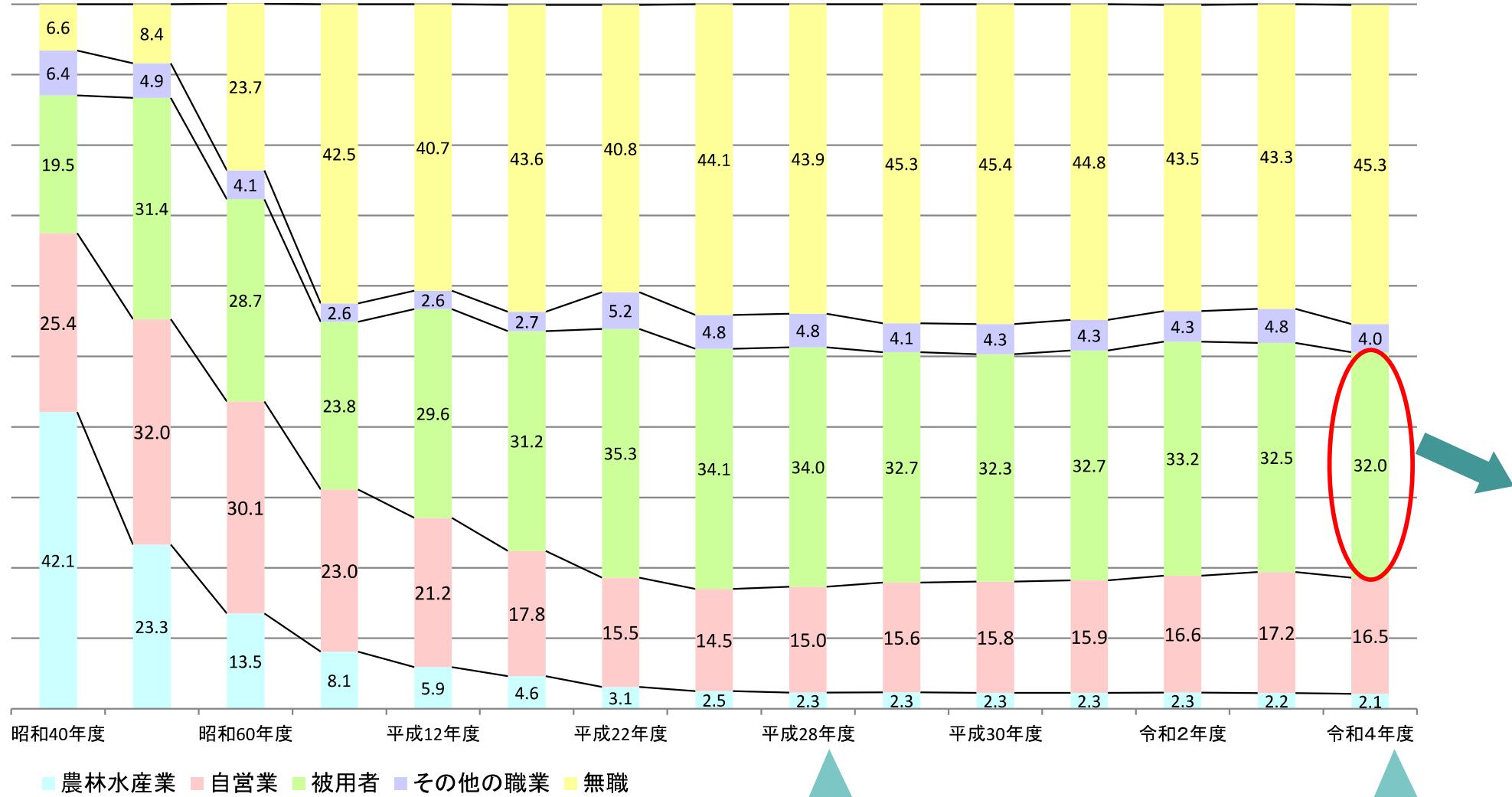
※諮問は、あくまでも意見や知識を求めるために行われるもので、
答申内容には、直接的な決定権などはありませんが、取りまとめられた
意見等は判断に活かさせてもらいます。

今後のスケジュール (案)



市町村国保の世帯主の職業別構成割合の推移

- 自営業・農林水産業は、昭和40年代には約7割であったが、平成22年度から15%程度で推移。
- 年金生活者等無職者の割合が約4割。被用者は約3割。
- 被用者保険の適用拡大により、被用者の減少が見込まれる。



平成28年10月
500人超企業まで
適用拡大

令和4年10月
100人超企業まで
適用拡大

各保険者の比較（令和4年度）

厚生労働省 医療保険に関する基礎資料より

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (令和5年3月末)	1,716	1	1,383	85	47
加入者数 (令和5年3月末)	2,413万人 (1,636万世帯)	3,944万人 〔被保険者2,480万人 被扶養者1,464万人〕	2,820万人 〔被保険者1,655万人 被扶養者1,165万人〕	982万人 〔被保険者574万人 被扶養者409万人〕	1,913万人
加入者平均年齢 (令和4年9月末)	54.2歳	38.9歳	35.9歳	33.1歳	82.8歳
65～74歳の割合 (令和4年度)	44.6%	8.2%	3.5%	2.4%	1.4%（※1）
加入者一人当たり 医療費（令和4年度）	40.6万円	20.4万円	18.4万円	18.5万円	95.6万円
加入者一人当たり 平均所得（※2） (令和4年度)	96万円 〔一世帯当たり 143万円〕	175万円 〔一世帯当たり（※3） 279万円〕	245万円 〔一世帯当たり（※3） 418万円〕	246万円 〔一世帯当たり（※3） 430万円〕	93万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和4年度)（※4） <事業主負担込>	9.1万円 〔一世帯当たり 13.6万円〕	12.5万円 <25.1万円> 〔被保険者一人当たり 20.0万円 <39.9万円>〕	13.9万円 <30.4万円> 〔被保険者一人当たり 23.7万円 <51.9万円>〕	14.4万円 <28.7万円> 〔被保険者一人当たり 25.3万円 <50.5万円>〕	7.9万円
保険料負担率	9.5%	7.2%	5.7%	5.8%	8.6%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額（※5） (令和6年度予算ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

（※1）一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合

（※2）市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額（収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの）及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを
加入者数で除したもの。（市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。）

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である（令和4年度税制に基づき算出）。

（※3）被保険者一人当たりの金額を指す。

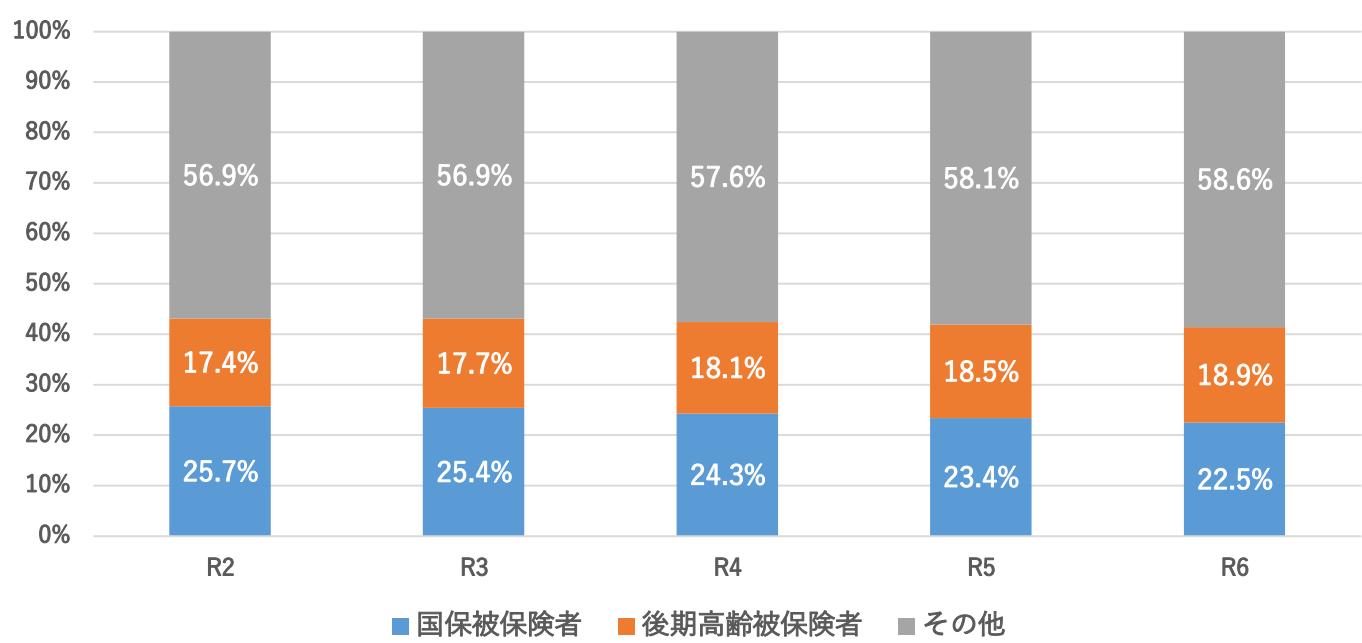
（※4）加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

（※5）介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

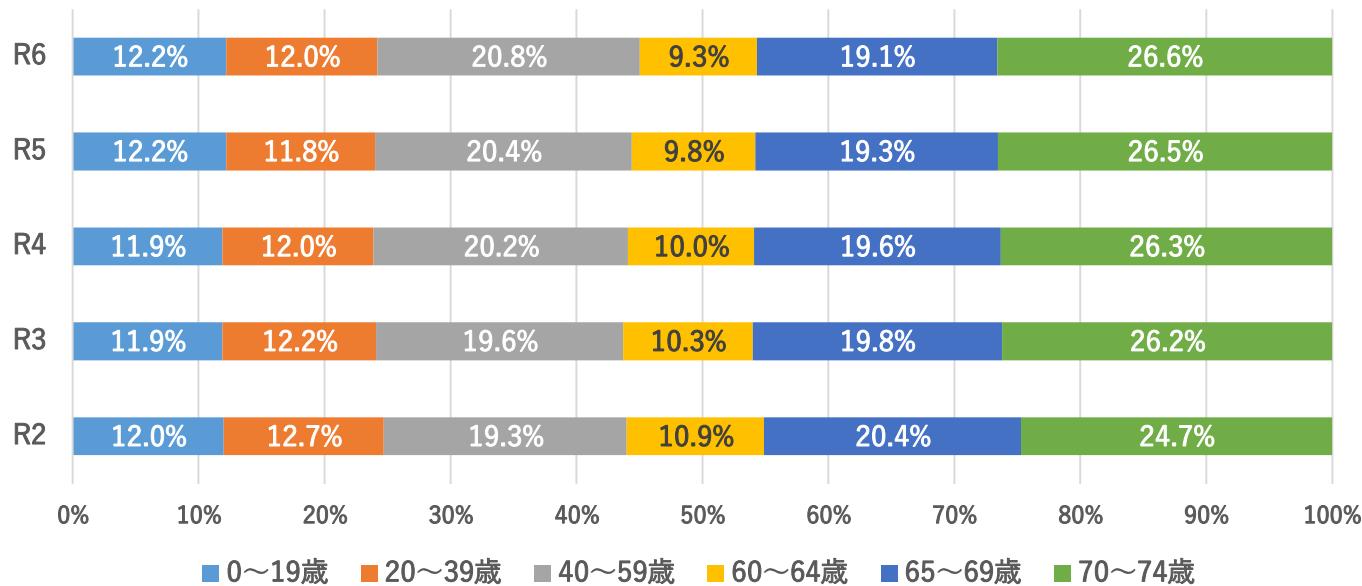
菊池市国民健康保険加入状況

	R2	R3	R4	R5	R6
国保被保険者(人)	12,257	11,951	11,360	10,921	10,491
後期高齢被保険者(人)	8,316	8,318	8,468	8,645	8,786
市人口(人)	47,715	47,077	46,820	46,646	46,527
国保加入率	25.7%	25.4%	24.3%	23.4%	22.5%
国保加入世帯(世帯)	7,103	7,000	6,780	6,578	6,413
市世帯(世帯)	19,635	19,634	19,962	20,276	20,697
国保世帯加入率	36.2%	35.7%	34.0%	32.4%	31.0%

被保険者数

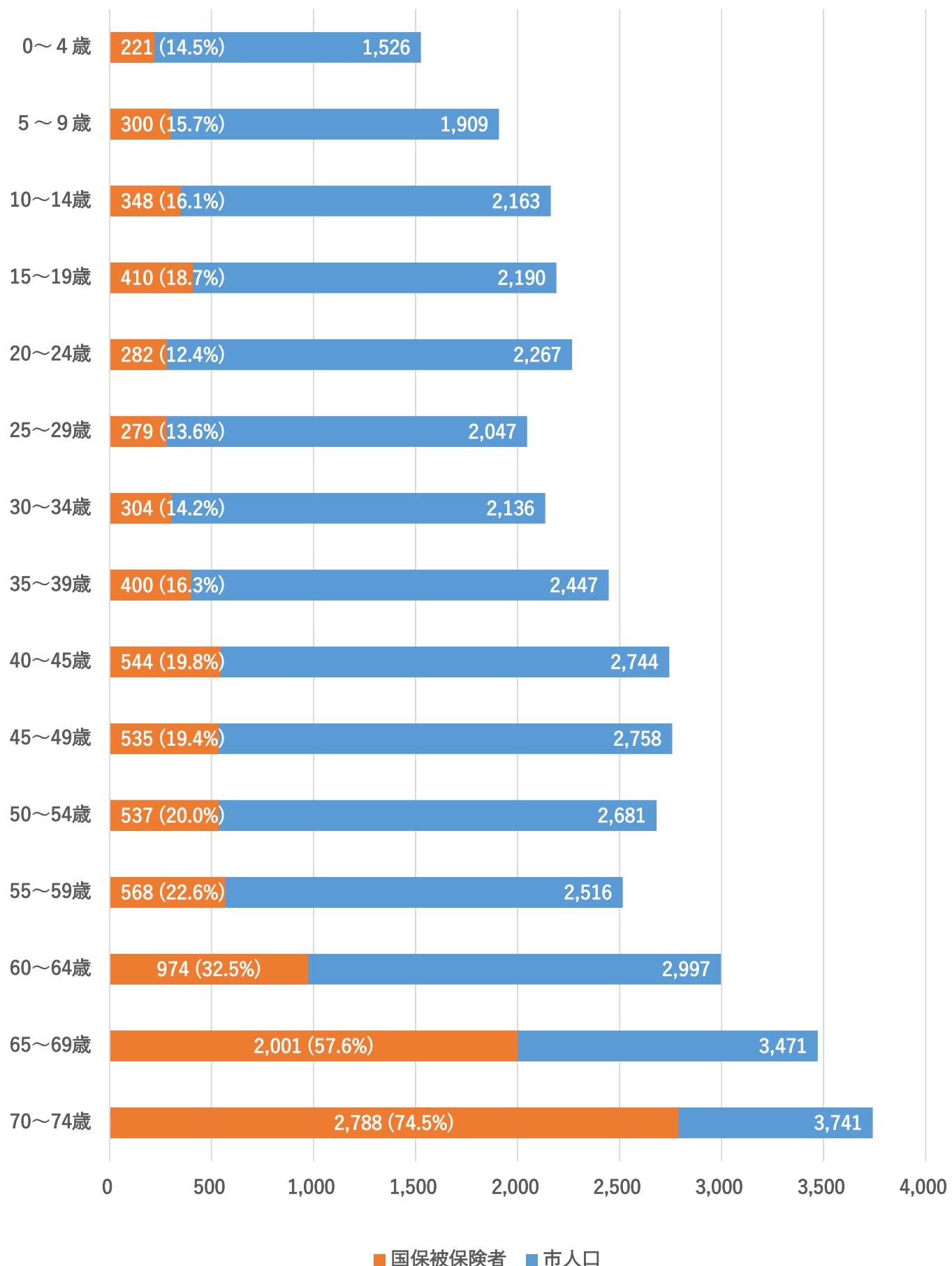


国保被保険者年代別内訳



令和 6 年度年代別国保被保険者割合

(単位：人)



第三節 国民健康保険運営協議会

一 設置の趣旨

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（保険給付、保険料の徴収その他の重要事項）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国保事業の運営の適正を図るために、被保険者、療養担当者、一般住民それぞれの立場の利害を調整して、その事業の運営が円滑に行われるようしなければならない。

この趣旨から都道府県及び市町村は、国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置しなければならない。

都道府県の運営協議会は、都道府県の諮問機関として、国民健康保険事業費納付金の徴収、都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項を審議する。

市町村の運営協議会は、市町村の諮問機関として、保険給付、保険料の徴収その他重要事項を審議する。

国保事業を真に被保険者のための制度として円滑、かつ、民主的に運営するという見地から、この運営協議会は重要な役割を担うものである。

二 運営協議会の性格

運営協議会の性格は、都道府県及び市町村の執行機関の附属機関である。なお、地方自治法第百三十八条の四第三項に「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」とされている。

このように附属機関は、その担任する事務の内容により調停、審査、諮問、調査の機関に分かれるが、運営協議会は都道府県知事及び市町村長の諮問機関である。したがって、国保事業の運営に関する重要事項についての都道府県知事及び市町村長の諮問に対して審議し、その結果の意見を都道府県知事及び市町村長に答申し、都道府県知事及び市町村長の判断資料を提供するという役割を果たすものである。もちろん、その意見は法的に都道府県知事及び市町村長を拘束するものではなく、また、諮問そのものが条例の制定改廃についての要件でもないから、条例の効力に影響を与えることはない。

なお、運営協議会は都道府県知事及び市町村長の諮問機関であるが、たとえば都道府県知事及び市町村長から諮問のない事項について、自発的に勧告、建議等を行うこともできるとされている。

○菊池市国民健康保険条例施行規則

平成17年3月22日

規則第99号

改正 平成19年規則第9号

平成21年規則第26号

平成30年3月28日規則第3号

令和2年7月1日規則第44号

令和2年9月25日規則第52号

令和2年12月10日規則第55号

令和3年3月11日規則第11号

令和3年6月25日規則第27号

令和3年9月6日規則第177号

令和3年12月21日規則第48号

令和4年3月29日規則第32号

令和4年5月23日規則第41号

(注) 平成22年1月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会(第2条—第9条)

第3章 保険給付(第10条—第13条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市国民健康保険条例(平成17年条例第133号。以下「条例」とい
う。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会

(委嘱)

第2条 菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員
は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから全員がこれを選挙
する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第4条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

(1) 一部負担金の負担割合に関する事項

(2) 保険税の賦課方法に関する事項

(3) 保険給付の種類及び内容に関する事項

(4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項

(5) その他国民健康保険事業の運営に関する事項

2 協議会は、前項の事項について市長の諮問に応じ、答申する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初の協議会は、市長が招集する。

(会議の開催)

第6条 協議会は、委員定数の半数以上で、かつ、条例第2条各号の委員1人以上の出席がな

ければ会議を開くことができない。

(表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。

3 協議会の議事については、その経過の要領及び結果を会議録として作成し、会長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(書記)

第8条 協議会に書記を置くことができる。

2 書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(会長への委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

第3章 保険給付

第10条 削除

(出産育児一時金の請求)

第11条 条例第7条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、別に定める出産育児一時金支給申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 分娩の事実を証明する書類

(2) 同一の出産について、出産育児一時金(条例、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定によるこれに相当する給付を含む。)の支給を別途申請しないことを示す書類

(3) 被保険者証

(葬祭費の請求)

第12条 条例第8条の規定により葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書に死亡の事実を証明する書類及び被保険者証を添えて市長に提出しなければならない。

(傷病手当金の支給開始日)

第13条 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第21号)附則に規定する規則で定める日は、令和4年9月30日とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菊池市国民健康保険条例施行規則(昭和34年菊池市規則第2条)、七城町国民健康保険運営協議会規則(昭和44年七城町規則第7号)、旭志村国民健康保険運営協議会規則(昭和42年旭志村規則第1号)、旭志村国民健康保険給付規程(昭和46年旭志村規則第2号)又は泗水町国民健康保険運営協議会規則(昭和39年泗水町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成30年規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第177号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。